

# 契約候補者を特定するためのプロポーザルガイドライン

## 第1 目的

このガイドラインは、町田市が発注する契約（売買、貸借、請負その他の契約。以下同じ。）の締結にあたり、プロポーザル（契約の相手方として適格な資質を有する者に契約の履行方法等に関する提案を求め、最も優れた提案をした者を契約候補者と特定すること。以下同じ。）を行う場合の必要事項を定め、随意契約の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 プロポーザルを行うことができる契約

プロポーザルを行うことができる契約は、次のいずれかに該当する契約とする。

- （1）その性質又は目的が競争入札に適さない契約
- （2）競争入札によることが不利な契約

## 第3 プロポーザルの方法

契約担当者は、契約の目的、性質、内容、日程などを勘案し、プロポーザルの効果を十分に発揮できるようプロポーザルの方法を工夫しなければならない。

## 第4 プロポーザルに参加させる者

契約担当者は、町田市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「入札参加資格者」という。）を優先してプロポーザルに参加させるものとする。ただし、入札参加資格者の中に適格者がいないか又は少ない場合、あるいは入札参加資格者以外の者を参加させる必要がある場合は、入札参加資格者以外の者を参加させることができる。

## 第5 プロポーザルの成立又は中止

プロポーザルは、参加者が1者となった場合も行うことができる。ただし、契約担当者は、プロポーザル参加者が少数である場合には、当該プロポーザルを中止することができる。

## 第6 評価方法

- （1）契約担当者は、プロポーザルを行うときは、あらかじめ評価方法を明確にし

なければならない。

- ( 2 ) 評価項目は、プロポーザル参加者に過剰な負担を強いるものであってはならない。

## 第 7 評価委員会

- ( 1 ) プロポーザル参加者の提案等の評価は、案件ごとに設置するプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行う。
- ( 2 ) 評価委員会は原則として 5 名以上の評価委員で組織し、評価委員は原則として市職員とする。
- ( 3 ) 前項にかかわらず、評価委員の一部又は全部を市職員以外の有識者等とすることができる。この場合において、評価委員会は地方自治法に定める付属機関ではないものとする。

## 第 8 評価委員会及び評価委員の責務

- ( 1 ) 評価委員会及び評価委員は、プロポーザル参加者の提案内容等を公正に評価しなければならない。
- ( 2 ) 評価委員会及び評価委員は、プロポーザル参加者の提案内容等を評価以外の目的に利用したり洩らしたりしてはならない。

## 第 9 プロポーザルの実施における透明性の確保

- ( 1 ) 契約担当者は、プロポーザルの経過及び結果を積極的に公表するよう努めなければならない。
- ( 2 ) 前項にかかわらず、個人情報公表してはならない。また、公表によりプロポーザル参加者が不利益を被る事項及び評価委員が行った評価の詳細は公表しないことができる。

### 附 則

このガイドラインは、2010年3月1日から施行する。

2005年10月1日施行（2005年12月1日一部改正）のプロポーザルガイドラインは廃止する。